

第 64 回 税 理 士 試 験 所 得 税 法

●はじめに

〔第一問〕の理論については、問1、問2ともに相違点等を解答させる問題で、解答項目も多かったため、戸惑った受験生が多かったであろう。いずれも計算の知識を生かし、どれだけ項目を挙げられたかがポイントになると思われる。

〔第二問〕の計算については、中総合問題が3題出題され、ボリュームはやや多く、随所に実務的な要素や判断しづらい論点があったため、基本項目でどれだけ得点できたかがポイントとなるであろう。

Z-64-C 〔第一問〕 解 答

問1 事業所得と雑所得の所得区分について説明しなさい。

その上で、それぞれの所得計算において共通する取扱い、異なる取扱いについて対比させる形で述べなさい。(25点)

I 所得区分

1 事業所得 (法27) ③

- (1) 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で一定のものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

2 雑所得 (法35) ③

- (1) 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。
- (2) 雑所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - ① その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
 - ② その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

II 共通する取扱い

(1) 収入金額の通則 (法36) ②

その年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、原則としてその年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その経済的利益等のその享受等する時における価額）とする。

(2) 必要経費の通則 (法37)

① 山林以外 ②

その年分の事業所得の金額又は雑所得の金額（これらのうち山林の伐採又は譲渡に係るもの及び公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、原則として、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

② 山 林 ①

山林につき、その年分の事業所得の金額又は雑所得の金額計算上必要経費に算入すべき金額は、原則として、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

(3) 棚卸資産等の家事消費、贈与等（法39、40）**②**

次の事由が生じた場合には、その事由が生じた時におけるそれぞれの資産の価額に相当する金額は、その事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

① 棚卸資産（準棚卸資産を含む。）又は山林を家事のために消費した場合

② 棚卸資産（準棚卸資産を含む。）を贈与等又は著しく低い価額の対価により譲渡した場合

(4) 家事関連費等の必要経費不算入（法45）**①**

家事上の経費等一定のものを支出し又は納付する場合には、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

(5) 償却費の必要経費算入（法49、50）**①**

減価償却資産又は繰延資産につき、償却費として計算した一定の金額は、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(6) その他（法42等）

国庫補助金等、株式を取得する権利の譲渡、債務免除を受けた場合の特例などがある。

III 異なる取扱い

(1) 収入及び費用の帰属時期の特例（法41、65、66、67）**②**

事業所得の金額の計算においては、延払基準、工事進行基準、小規模事業者の現金基準、収穫基準の適用があるが、雑所得の金額の計算においては、適用されない。

(2) 固定資産の損失（法51）**②**

業務の用に供される固定資産の損失については、事業所得の金額の計算においては、全額を必要経費に算入するが、雑所得の金額の計算においては、雑所得の金額（この規定適用前の金額）を限度として、必要経費に算入する。

(3) 債権の回収不能（法51、64）**②**

債権の回収不能による損失については、事業所得の金額の計算においては、全額を必要経費に算入するが、雑所得の金額の計算においては、元本債権は雑所得の金額（この規定適用前の金額）を限度として、必要経費に算入し、収入金額に係る債権の回収不能額に対応する雑所得の金額はなかったものとみなす。

(4) 利子税の必要経費算入、貸倒引当金、青色事業専従者給与等（法45、52、57）**②**

事業所得の金額の計算においては、一定の額を必要経費に算入するが、雑所得の金額の計算においては、必要経費に算入されない。

(5) 青色申告特別控除（措法25の2）**②**

青色申告者の事業所得の金額の計算においては、10万円又は65万円の青色申告特別控除額を控除するが、雑所得の金額の計算においては、控除されない。

(6) その他（措法28の2の2等）

債務処理計画に基づく減価償却資産等の必要経費算入などがある。

問2 事業用資産が棚卸資産であるか、あるいは棚卸資産以外の資産であるか、により生じる課税上の異なる取扱いについて述べなさい。(25点)

I 譲渡した場合

1 所得区分等（法9、27、33、措法40、40の2）③

棚卸資産を譲渡した場合には、事業所得として総合課税されるが、棚卸資産以外の資産を譲渡した場合には、譲渡所得として総合課税又は分離課税とされる。

なお、棚卸資産以外の資産を譲渡した場合に、強制換価手続等、国等に対する贈与等、国等に対する重要文化財の譲渡であるときは、その譲渡による所得は非課税とされる。

2 家事消費した場合（法39）③

居住者が棚卸資産を家事のために消費した場合には、その消費した時における棚卸資産の価額に相当する金額は、その者のその消費した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入するが、棚卸資産以外の資産を家事のために消費した場合には、総収入金額に算入されない。

3 贈与等した場合（法40、59）

(1) 棚卸資産 ③

次の事由により、居住者の有する棚卸資産の移転があった場合には、そのそれぞれに掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

① 贈与（相続人に対する死因贈与を除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）

……その贈与又は遺贈の時におけるその棚卸資産の価額

② 著しく低い価額の対価による譲渡

……その対価の額とその譲渡の時におけるその棚卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

(2) 棚卸資産以外の資産 ③

① 次の事由により、居住者の有する棚卸資産以外の資産の移転があった場合には、その者の譲渡所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、その資産の譲渡があったものとみなす。

イ 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）

ロ 著しく低い価額（時価の2分の1未満）の対価による譲渡（法人に対するものに限る。）

② 居住者が、棚卸資産以外の資産を個人に対し時価の2分の1未満の対価により譲渡した場合において、その対価の額が取得費及び譲渡費用の額の合計額に満たないときは、その不足額はなかったものとみなす。

4 延払基準（法65）

(1) 棚卸資産 ③

① 居住者が、延払条件付販売等に該当する棚卸資産の販売をした場合において、その棚卸資産の販売に係る収入金額及び費用の額につき、その棚卸資産の販売に係る目的物の引渡しの日以後の各年において延払基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、その各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

但し、継続適用が要件とされる。

② 延払基準の方法

イ 総収入金額

その年に支払期日が到来する賦払金 翌年以後に支払期日が到来する
の合計額（前年以前に支払を受けた + 賦払金のうちその年に支払を
ものを除く） 受けた金額

ロ 必要経費

$$(\text{売上原価の額} + \text{販売手数料等の額}) \times \frac{\text{総収入金額}}{\text{延払条件付販売等の対価の額}}$$

なお、リース譲渡の場合は、一定の利息法によることができる。

③ 延払条件付販売等とは、棚卸資産の販売で次に掲げる要件を満たすもの及びリース譲渡をいう。

イ 賦払回数が3回以上

ロ 賦払期間が2年以上

ハ 頭金が対価の額の3分の2以下

(2) 棚卸資産以外の資産 ②

棚卸資産以外の資産を延払条件付譲渡した場合であっても延払基準の適用は受けられない。

なお、一定の要件を満たした場合には、延納の適用を受けることができる。

II 損失が生じた場合

1 損失の取扱い (法47、51)

(1) 棚卸資産 ②

棚卸資産について生じた損失の金額は、売上原価の計算を通じてその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(2) 棚卸資産以外の資産 ③

棚卸資産以外の事業用資産について取りこわし、除却、滅失その他の事由により生じた損失の金額（保険金等により補てんされる部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除く。）は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 受け取った保険金等の取扱い (法9等)

(1) 棚卸資産 ①

棚卸資産につき損害を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金等は、事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

(2) 棚卸資産以外の資産 ②

損害保険契約に基づく保険金等で棚卸資産以外の資産の損害に基因して支払を受けるもの、不法行為その他突発的な事故により棚卸資産以外の資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金、棚卸資産以外の資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金は、非課税とされる。

なお、損失額を補てんするものとして取得した保険金、損害賠償金等はその損失額の計算上控除する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点が付されていなかったため、解答のボリューム等を考慮して、問1を25点、問2を25点の配点としています。

▶合格ライン◀

問1、問2とも相違点等を解答させる問題で、かつ、問題文が抽象的な表現でもあったため、解答範囲及び解答作成方法の判断が難しい問題であった。

いずれも計算の知識等からどれだけ多くの項目を挙げられ、かつ、効率良い解答が作成できたかがポイントとなるであろう。

なお、合格ボーダーラインは、問1が13点前後、問2が11点前後、合格確実ラインは問1が16点前後、問2が14点前後と考えられる。

▶解答への道◀

【問1について】

事業所得と雑所得の所得区分が問われているため、まず、それぞれの意義を解答しなければならないが、所得計算における取扱いが問われているため、あわせてそれぞれの所得計算の方法も解答した方が良いであろう。

なお、所得計算における共通する取扱い及び異なる取扱いについては、総収入金額及び必要経費における取扱いを考えることになるが、項目が多いため、できるだけ多くの項目を挙げ、その上で、対比させる形での解答が要求されているため、内容を簡記できたかどうかのポイントとなる。

【問2について】

事業用資産を前提に、棚卸資産である場合と棚卸資産以外の資産である場合の、課税上の相違点が問われた問題である。問題文が抽象的な表現であったため、解答範囲の判断が難しいところであるが、「譲渡した場合」と「損失が生じた場合」の2点を大きな柱として考えれば良いであろう。

なお、答案用紙が3枚であったことから、それぞれの内容をある程度正確に解答しなければならない。

問 1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
不動産所得 <u>0</u>	1 収入金額 2,160,000 2 必要経費の額 (合計 1,682,995) (1) 管理費・その他の費用等 1,120,000 (2) 減価償却費 (合計 439,095) ① 建物 $66,460,000 \times 0.9 \times 0.022 \times 30\% = 394,773$ 1 ② 給排水設備 $312,121 \times 0.142 = 44,322$ (3) 借入金の利息 $413,000 \times 30\% = 123,900$ 1 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 = 477,005$ $477,005 < 650,000 \quad \therefore 477,005$ 4 不動産所得の金額 $1 - 2 - 3 = 0$
事業所得 <u>22,477,432</u>	1 収入金額 (合計 61,612,000) (1) 社会保険診療報酬 46,240,000 (2) 社会保険診療報酬以外の収入金額 (合計 15,372,000) ① 自由診療の収入等 15,320,000 ② 雑収入 52,000 2 必要経費の額 (合計 38,961,573) (1) 社会保険診療報酬に係る必要経費の額 $46,240,000 \times 57\% + 4,900,000 = 31,256,800$ 1 (2) 社会保険診療報酬以外の収入金額に係る必要経費の額 ① 損益計算書計上額 $26,560,300 - 80,000 \times 12 = 25,600,300$ 1 ② 青色事業専従者給与 2,400,000 1 ③ 減価償却費 (合計 2,773,240) イ 建物 $66,460,000 \times 0.9 \times 0.026 \times 40\% = 622,066$ 1 ロ 給排水設備 $927,386 \times 0.142 = 131,689$

	ハ 医療用機器 (合計 487,017) (イ) $508,192 \times \frac{1}{2} - 1 = 254,095$ [1] (ロ) $508,192 \times \frac{1}{2} \times \frac{11}{12} = 232,922$ ニ X線装置 $1,283,333 \times 0.500 = 641,667$ [1] ホ 電子計算機 $1,280,000 \times 0.400 \times \frac{2}{12} = 85,334$ ヘ 医療用機器 (歯科医療用ユニット) $5,600,000 \times 0.286 \times \frac{1}{12} + 5,600,000 \times 12\% = 805,467$ [1] ④ 借入金の利息 $413,000 \times 40\% = 165,200$ [1] ⑤ 資産損失額 $508,192 \times \frac{1}{2} - 232,922 = 21,174$ [1] ⑥ 共通経費のあん分 ①～⑤の合計 30,959,914 $30,959,914 \times \frac{15,320,000}{46,240,000 + 15,320,000} = 7,704,773$ 3 青色申告特別控除額 (1) $650,000 - 477,005 = 172,995$ (2) $1(2) - 2(2) = 7,667,227$ (3) $(1) > (2) \therefore 172,995$ 4 事業所得の金額 $1 - 2 - 3 = 22,477,432$
譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 0 ・ 総合長期譲渡所得 △2,350,000	・ 分離長期譲渡所得 ・ 総合長期譲渡所得 (1) 3月1日譲渡分 $800,000 - (3,200,000 + 350,000 + 30,000) = \Delta 2,780,000$ [1] (2) 4月10日譲渡分 $1,200,000 - (1,800,000 + 240,000 + 50,000) = \Delta 890,000$ [1] (3) 5月30日譲渡分 $1,600,000 - \overset{\text{※}}{(250,000 + 30,000)} = 1,320,000$ [1] ※ $1,600,000 \times 5\% < 250,000 \therefore 250,000$ (4) $(1) + (2) + (3) = \Delta 2,350,000$

雑所得 <u>134,000</u> 1	1 収入金額 (合計 160,000) (1) 原稿料 30,000 (2) 講演料 100,000+30,000=130,000 2 必要経費の額 26,000 3 雑所得の金額 1 - 2 = 134,000
---	--

2 課税標準額

(単位: 円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u>20,261,432</u>	損益通算 (損益通算をしていること 1) $\begin{aligned} & \times \\ & 22,477,432 + 134,000 - 2,350,000 = 20,261,432 \\ & \times \quad 2,350,000 < 2,780,000 \quad \therefore \quad 2,350,000 \end{aligned}$

3 所得控除額

(単位: 円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額 <u>4,599,550</u>	1 雑損控除 (1) 損失の金額 $(900,000 - 900,000 \times 0.9 \times 0.083 \times 2) \times 25\% = 191,385$ 1 (2) 足切限度額 $20,261,432 \times 10\% = 2,026,143$ (3) $(1) - (2) < 0 \quad \therefore \quad 0$ 2 医療費控除額 $\begin{aligned} & \times \\ & 894,000 - 100,000 = 794,000 \end{aligned}$ 1 $\times \quad 20,261,432 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore \quad 100,000$ 3 社会保険料控除額 $730,000 + 185,550 = 915,550$ 4 生命保険料控除額 (1) 一般 $37,500 + (70,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 42,500$ (2) 介護医療 $20,000 + (40,000 - 20,000) \times \frac{1}{2} = 30,000$ (3) 個人年金 $120,000 > 100,000 \quad \therefore \quad 50,000$ (4) $(1) + (2) + (3) = 122,500$ $122,500 > 120,000 \quad \therefore \quad 120,000$ 1 5 地震保険料控除額 $70,000 > 50,000 \quad \therefore \quad 50,000$ 1 6 障害者控除額 母B $750,000$ 1

7 配偶者控除額 適用なし	
8 配偶者特別控除額 適用なし	
9 扶養控除額	
(1) 母B	
	$960,000 - 1,200,000 < 0 \therefore 0$
	$0 \leq 380,000 \therefore 580,000$ 1
(2) 長男C	630,000 1
(3) 長女D	380,000
(4) 次男E	適用なし
(5) (1)+(2)+(3)	=1,590,000
10 基礎控除額	380,000
11 所得控除の合計額	4,599,550

4 課税総所得金額等

(単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 15,661,000	$20,261,432 - 4,599,550 = 15,661,000$ (千円未満切捨)

5 税額の計算

(単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額 3,632,130	$15,661,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,632,130$
税額控除 89,600	1 中小企業者が機械等取得した場合の特別控除 (1) $1,280,000 \times 7\% = 89,600$ (2) $3,632,130 \times \frac{22,477,432}{22,477,432 + 134,000} \times 20\% = 722,121$ (3) (1)<(2) $\therefore 89,600$ 1 2 住宅特定改修特別控除 適用なし 1 3 税額控除額の合計額 $1 + 2 = 89,600$ 4 基準所得税額 $3,632,130 - 89,600 = 3,542,530$ 5 復興特別所得税の額 $3,542,530 \times \underbrace{2.1\%}_{\text{1}} = 74,393$ 6 所得税及び復興特別所得税の額 $4 + 5 = 3,616,923$

予定納税額 10,722,400	$\frac{(46,240,000 - 200,000 \times 12)}{1} \times 10.21\% + 30,000 \times 10.21\%$ $+ \frac{(100,000 + 30,000)}{1} \times 10.21\% + 6,230,000 = 10,722,400$
申告納税額 △7,105,477	$3,616,923 - 10,722,400 = \triangle 7,105,477$

問2

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
不動産所得 2,365,106	1 収入金額（合計 8,811,000） (1) B建物 $5,760,000 \times \frac{6}{12} \times \frac{1}{2} + 5,760,000 \times \frac{6}{12} = 4,320,000 \quad \boxed{1}$ (2) C建物 3,600,000 ※ 補助金は総収入金額不算入 (3) D土地 $300,000 + 24,000,000 \times \frac{3}{240} = 600,000 \quad \boxed{1}$ (4) E土地（合計 261,000） ① 地代 240,000 ② 経済的利益 $12,000,000 \times 0.7\% \times \frac{3}{12} = 21,000 \quad \boxed{1}$ (5) F土地 30,000 2 必要経費の額（合計 6,445,894） (1) B建物 $3,280,000 \times \frac{6}{12} \times \frac{1}{2} + 3,280,000 \times \frac{6}{12} = 2,460,000 \quad \boxed{1}$ (2) C建物（合計 3,005,894） ① 管理費等 960,000 ② 減価償却費（合計 2,045,894） イ 建物 $(79,000,000 - 8,200,000) \times 0.022 \times \frac{10}{12} \times 140\% = 1,817,200 \quad \boxed{1}$ ロ 建物付属設備 $3,200,000 \times 0.067 \times \frac{10}{12} \times 128\% = 228,694 \quad \boxed{1}$ (3) D～F土地の固定資産税 980,000 $\boxed{1}$ 3 不動産所得の金額 1 - 2 = 2,365,106

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
給与所得 6,000,000	1 収入金額 $4,800,000 + 3,200,000 = 8,000,000$ [1] 2 給与所得控除額 $8,000,000 \times 10\% + 1,200,000 = 2,000,000$ 3 給与所得の金額 $1 - 2 = 6,000,000$
退職所得 0	
譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 46,500,000	・ 分離長期譲渡所得 (1) F土地 $30,000,000 > 50,000,000 \times \frac{5}{10} \quad \therefore \text{譲渡所得}$ $30,000,000 - 30,000,000 \times 5\% = 28,500,000$ [1] (2) G土地 $60,000,000 - 42,000,000 = 18,000,000$ [1] (3) (1)+(2)=46,500,000

2 課税標準額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 8,365,106	$2,365,106 + 6,000,000 = 8,365,106$
退職所得金額 0	
分離長期譲渡所得金額 46,500,000	

問3

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
利子所得 ・ 総合課税の利子所得 $\underline{3,780,000}$ ・ 源泉分離課税の利子所得 $\underline{2,000,000}$	・ 総合課税の利子所得 定期預金の利子 $90 \times 42,000 \text{ドル} = 3,780,000$ [1] ・ 源泉分離課税の利子所得 社債利子 2,000,000 (源泉分離課税)
配当所得 ・ 総合課税の配当所得 $\underline{6,000,000}$ ・ 分離課税の配当所得 $\underline{3,672,000}$	・ 総合課税の配当所得 A株式みなし配当 $150,000 \times 60 \text{株} - 50,000 \times 60 \text{株} = 6,000,000$ [1] $\times \frac{40,000,000}{800 \text{株}} = 50,000$ ・ 分離課税の配当所得 米国上場株式の配当 $102 \times 36,000 \text{ドル} = 3,672,000$ [1]
給与所得 $\underline{21,550,000}$ 退職所得 $\underline{40,050,000}$	1 収入金額 24,000,000 2 給与所得控除額 2,450,000 3 給与所得の金額 $1 - 2 = 21,550,000$ 1 収入金額 90,000,000 2 退職所得控除額 (1) $8,000,000 + 700,000 \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 11,500,000$ (2) $400,000 \times 4 = 1,600,000$ (3) $(1) - (2) = 9,900,000$ [1] 3 退職所得の金額 $(1 - 2) \times \frac{1}{2} = 40,050,000$ [1]
譲渡所得 ・ 株式等に係る譲渡所得 $\underline{\triangle 5,100,000}$	(1) A社株式 ① 長男譲渡分 $150,000 \times 40 \text{株} - 50,000 \times 40 \text{株} = 4,000,000$ [1] ② A社譲渡分 $(150,000 \times 60 \text{株} - 6,000,000) - 50,000 \times 60 \text{株} = 0$ [1] (2) 上場株式 $2,100,000 - 11,200,000 = \triangle 9,100,000$ (3) 内部通算 $(1) + (2) = \triangle 5,100,000$ [1]

一時所得 <u>7,500,000</u>	1 収入金額 23,000,000 2 支出した金額 15,000,000 3 特別控除額 $1 - 2 > 500,000 \therefore 500,000$ 4 一時所得の金額 $1 - 2 - 3 = 7,500,000$ <u>1</u>
雑所得 <u>280,000</u>	(1) 利付債の償還差益 500,000 <u>1</u> (2) 為替差損 $\Delta 220,000$ <u>1</u> (3) (1)+(2)=280,000

2 課税標準額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u>35,360,000</u>	$3,780,000 + 6,000,000 + 21,550,000 + 7,500,000 \times \frac{1}{2} + 280,000 = 35,360,000$
利子所得金額 <u>0</u>	社債の利子は源泉分離課税
配当所得金額 <u>0</u>	$3,672,000 - 5,100,000 < 0 \therefore 0$
退職所得金額 <u>40,050,000</u>	
株式等に係る譲渡所得金額 <u>0</u>	
翌年に繰り越す譲渡損失の金額 <u>1,428,000</u>	$5,100,000 - 3,672,000 = 1,428,000$ <u>1</u>

▶解答への道◀

〔問1について〕

【資料Ⅰ】

1. 社会保険診療報酬の源泉徴収

社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬は、その支払を受ける際、次の算式で計算した所得税が源泉徴収される。

$$(\text{社会保険診療報酬の額} - \text{月20万円}) \times 10\%$$

2. 青色事業専従者給与等

届出額の範囲内の金額であるため、全額が必要経費に算入される。

なお、長男は青色事業専従者に該当しないため、支払った給与は必要経費不算入となる。

3. 減価償却費

(1) 建物は、旧定額法で計算した減価償却費のうち診療所部分の40%分のみ計上する。

(2) 給排水設備は、旧定率法に変更しているため、期首簿価に法定耐用年数に応ずる償却率を乗じて計算する。

(3) 医療機器は、期首簿価から改定償却2年目と判断した。

改定償却率が0.500であるため、1台は備忘価額（1円）まで減価償却し、もう1台は12月1日に廃棄しているため、11月分まで減価償却をした上で備忘価額との差額を資産損失として計上する。

なお、廃棄した分については、減価償却費を計上せず期首簿価を資産損失とする別解も考えられる。

(4) 電子計算機については、甲は青色申告者かつ中小企業者（従業員が1,000人以下であるため）であり、電子計算機の取得価額が120万円以上であるため、特別償却と税額控除の選択適用となる。

なお、本間においては税額控除が有利となる。

(5) 新規に取得した医療機器については、甲は青色申告者かつ歯科医院（医療保健業）を営んでおり、医療機器の取得価額が500万円以上であるため、特別償却の適用がある。

4. 借入金の利息

借入金の利息のうち診療所部分の40%分のみ計上する。

5. 医業の所得計算

(1) 社会保険診療報酬に係る経費は概算経費の適用を考えることになるが、まず社会保険診療報酬に係る実額経費を認識しなければならないため、共通経費の計算を行う。

なお、共通経費を社会保険診療報酬分とその他の分に按分するが、本間においては特に指示がないため、診療報酬の比により計算している。その結果、概算経費が有利となる。

(2) 青色申告特別控除額は、概算経費の適用を受けているため自由診療報酬等に係る所得を基礎として計算する。

【資料Ⅱ】

1. 減価償却費

(1) 建物は、旧定額法で計算した減価償却費のうち賃貸部分の30%分のみ計上する。

(2) 給排水設備は、旧定率法に変更しているため、期首簿価に法定耐用年数に応ずる償却率を乗じて計算する。

2. 借入金の利息

借入金の利息のうち賃貸部分の30%分のみ計上する。

3. 雑損控除

家財の損害は雑損控除の対象となるが、時価による損失額を計算することが困難な場合には、次により計算することができる。

$$(\text{取得価額} - \text{減価の額}) \times \text{被害割合}$$

【資料Ⅲ】

1. ゴルフ会員権

(1) 相続による取得分

取得価額が不明のため収入金額の5%と実額の多い方を取得費とするが、5%相当額は取得費用を含んだ金額であるため、5%相当額(80,000円)よりも実額(250,000円)の方が有利となる。

(2) 損益通算

平成26年3月以前に譲渡したものは損益通算の対象となり、平成26年4月以降に譲渡したものは損益通算の対象とならない。

なお、納税者に有利になるように、内部通算は損益通算の対象とならないものから通算している。

2. 原稿料及び講演料等

原稿料と講演料は10.21%の税率で源泉徴収される。

なお、講演料とともに支給された交通費も源泉徴収の対象となる。

【資料Ⅳ】

1. 生命保険料控除

(1) 一般分については、旧生命保険料及び新生命保険料があるが、本問では、旧生命保険料のみで計算する方が有利となる。

(2) 一般分、介護医療分及び個人年金分の合計額が12万円を超えるときは、控除額は12万円が限度となる。

2. 地震保険料控除

支出額が5万円を超えるときは5万円が限度となる。

3. 扶養控除等

(1) 甲の妻は青色事業専従者で給与の支給を受けているため、控除対象配偶者に該当しない。

(2) 甲の母は、公的年金等控除額(最低120万円)を考慮すると、合計所得金額はゼロとなるため、同居老親等及び同居特別障害者に該当する。

(3) 甲の長男は給与はなかったものとみなされるため合計所得金額が38万円以下となり、22歳であるため、特定扶養親族に該当し、控除額は63万円である。

(4) 甲の長女は17歳であるため、一般の扶養親族に該当し、控除額は38万円である。

(5) 甲の次男は12歳であるため、控除対象扶養親族に該当せず、扶養控除額はゼロである。

【資料Ⅴ】

1. 住宅特定改修特別控除

2分の1以上が居住の用に供されている建物についての工事に該当しないため、住宅特定改修特別控除の適用はない。

〔問2について〕

【資料Ⅰ】

A社から受けた給与は給与所得として課税される。

また、非適格ストックオプションである新株引受権の発行法人に対する譲渡は、平成26年の改正により、譲渡所得ではなく、給与所得、事業所得、雑所得等として課税される。本問では、勤めていた会社から付与されたものを譲渡しているため、給与所得となる。

【資料Ⅱ】

1. B建物

アパートに係る所得のうち、遺産分割が確定していない期間については、相続分（本問では2分の1）に応じて課税され、遺産分割が確定した後は、すべて乙の不動産所得として課税される。

なお、遺産分割が確定しても、未分割期間の計算には影響を及ぼさない。

2. C建物

サービス付き高齢者向賃貸住宅に該当するため、割増償却の適用がある。（耐用年数35年以上140%、35年未満128%）

なお、補助金は建物の取得価額から控除している。

3. D土地

前受地代方式の定期借地権の設定であるため、問題の指示どおり、一時金の総額2,400万円の240分の1（10万円）を毎月の地代に充当する。

4. E土地

保証金方式の定期借地権の設定であるため、保証金に係る経済的利益を計算する。

本問では、保証金を相続税の納税（家事費）に充てているため、経済的利益を不動産所得の総収入金額に算入するが、支払利息相当額は必要経費には算入しない。

5. F土地

通常の借地権の設定であり、権利金の額がF土地の時価の10分の5を超えているため、みなし譲渡として譲渡課税される。

なお、実額の取得費が不明であるため、5%基準により取得費を計算する。

【資料Ⅲ】

代償分割により資産を引き渡した場合には、その資産の時価により譲渡があったものとみなして、譲渡所得を計算する。

なお、G土地の取得時期が不明であるが、解答用紙により分離長期として解答している。

〔問3について〕

【資料Ⅰ】

オーストラリアの銀行に係る預金の利子は、国外の銀行口座に係る預金の利子であり、国内における支払の取扱者を経由していないため、利子所得で総合課税される。

【資料Ⅱ】

少数株主の利子は、公社債の利子であるため、利子所得で源泉分離課税される。

【資料Ⅲ】

外国株式（上場）の配当であり、国内における支払の取扱者を経由している（源泉徴収されている）ため、総合課税、申告不要、申告分離課税の課税方法が考えられるが、上場株式の譲渡損失があるため、申告分離課税が有利となる。

【資料Ⅴ】

その年に支払を受ける退職手当等の勤続期間の一部が、前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等の勤続期間と重複している場合には、次により退職所得控除額を算定する。

- (1) その年の退職所得控除額
- (2) 重複部分の勤続期間を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額
- (3) (1)－(2)＝退職所得控除額

なお、前年に退職したB社からの退職金は特定役員退職手当等に該当するが、本年の退職所得控除額の計算には影響を及ぼさない。

【資料Ⅵ】

A社は上場である旨の資料がないため、A社株式は非上場株式と考えられる。

長男に譲渡した40株については、通常の未公開分として扱う。

一方、A社に譲渡した60株については、発行会社への譲渡であるため、みなし配当及び株式の譲渡の計算を行う。

【資料Ⅷ】

保険の解約返戻金は一時所得で総合課税となる。

なお、契約変更時にA社に支払った金額が支出した金額となる。

【資料Ⅸ・Ⅹ】

利付債の償還差益は雑所得で総合課税となる。また、外貨預金の為替差損も雑所得で総合課税となる。

● おわりに

合格ボーダーラインは、第一問が24点前後、第二問が21点前後、合計45点前後と考えられる。
合格確実ラインは、第一問が30点前後、第二問が29点前後、合計59点前後と考えられる。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- 解答速報は TAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではありません。
- 解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- 解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了解ください。
- 解答速報の著作権は TAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。